

**ご注意****対象物件にならない物**

- 自動車 ●船舶 ●航空機 ●動物・植物<sup>(注12)</sup> ●貴金属・宝石・美術品で1個または1組の価額が30万円を超える物

など

**保険金をお支払いできない主な場合****■共通の事由**

- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人およびその代理人の故意、重大な過失、法令違反
- 地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質による事故
- 復旧・営業の継続に対する妨害
- 差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
- 供給者などの倒産
- 自動販売機、両替機などの機械に収容されている業務用の通貨または商品に生じた盗難。ただし機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合を除きます。
- 対象建物外に設置された看板<sup>(注13)</sup>、自動販売機および収容される商品の損害
- 建物外(対象建物以外の建物内を含みます。)にある原動機付自転車に生じた損害。ただし、原動機付自転車が対象敷地内にある間に生じた損害<sup>(注14)</sup>を除きます。  
など

**■対象物件に生じた次の損害**

- 次のア.からウ.の財物に生じた風災・電災・雪災の事故により生じた損害  
ア. ゴルフネットならびに仮設の建物およびこれに収容される設備・什器等および商品・製品等  
イ. 建築中の屋外設備・装置  
ウ. 栈橋、護岸、付属設備装置、海上に所在する設備装置

**■設備・什器等や商品・製品等に生じた不測かつ突発的な事故、電気的事故・機械的事故に適用される固有の事由**

- 対象物件の欠陥、自然の摩滅、消耗、劣化、ボイラスケール、性質による蒸れ、腐敗、さび、かび、キャビテーション、ねずみ食い、虫食い、発酵、自然発熱
- 製造中、加工中の損害
- 管球類のみに生じた損害
- すり傷、かき傷などの単なる外観上の損傷で、機能に直接影響のない損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 対象物件の置忘れ、紛失
- 自動販売機、両替機などの機械の故障または変調もしくは乱調に起因して、それらに収容されている業務用の通貨または商品が規定額または規定量以上に出ることによって生じた損害
- 対象物件である楽器に生じた次のア.およびイ.の損害  
ア. 絃のみの切斷または打楽器の打皮のみの破損  
イ. 音色または音質の変化

**オプション特約**

詳しくは P.17

(注12) 動植物は商品・製品等である場合は保険の目的(保険の対象)に含みます。

(注13) 記名被保険者が対象建物の所有者でない場合、対象建物に設置された看板の損害は補償します。

(注14) 車両の衝突、追突、接触、転覆、脱線、墜落、架線障害または電気的事故もしくは機械的事故は除きます。

- 対象物件が液体、粉体、気体などの流動体である場合の汚染、異物の混入、純度の低下などの損害
- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の業務に従事中の従業員の故意によって生じた損害
- 土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動によって生じた損害
- 風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害
- テープ、カード、ディスク、ドラムなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害  
など

**■対象物件である商品・製品等に生じた次の損害**

- 冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調、機能停止に起因する温度変化によって生じた損害
- 万引きによって生じた損害
- 検品、棚卸しの際に発見された数量不足による損害
- 対象物件の受け渡しの過誤などによる損害
- 電力の停止または異常な供給によって商品・製品等のみに生じた損害  
など

**■次の事由により生じた対象敷地内などの漏水、放水、溢水**

- 土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動
- 屋根、扉、戸、窓、通風口などからの雨または雪などの吹込み
- ご契約者、記名被保険者の従業員の故意
- 修理、清掃などの作業中における作業上の過失・技術の拙劣  
など

**■次に掲げる事由によって生じたユーティリティ・商品流通管理システムの中止**

- ユーティリティなどの能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
- 賃貸借契約などの契約または各種の免許の失効、解除または中断
- 労働争議
- 脅迫行為
- 水源の汚染、渇水または水不足  
など

**■上記以外の事由**

- ご契約者、記名被保険者の従業員の故意によって生じた対象敷地内などの異常事態
- 脅迫または恐喝などによる営業妨害によって生じた食中毒・特定感染症の発生  
など